

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十七年第二回東京都議会定例会の招集……………(財務局主計部議案課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による道路の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………四
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………(同)……………五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………六

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
 - 土地収用法による収用の裁決手続開始 (五件)……………(東京都収用委員会)……………七
- 東京都告示第九百三十四号
平成二十七年第二回東京都議会定例会を、六月九日に招集する。
平成二十七年六月二日
東京都知事 外 添 要 一

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百三十六号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年六月二日
東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

●東京都告示第九百三十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等をお示し、縦覧に供する。
平成二十七年六月二日
東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
認定年月日
対象区域の地名地番
中央区日本橋二丁目七番一から同番十まで、同番十二、同番十三、同番十五、同番十六、同番十八、同番二十二から同番二十四まで、同番二十六、同番三十四から同番三十九まで、同番五十六、同番五十七、八番一、同番三から同番五まで、同番十六及び同番十七
二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十七年五月十一日	稲城市大字東長沼字二号五百十六番四の一部、同番九から同番十一まで、五百十七番一、同番五、五百十九番五及び五百二十三番一の各一部、同番一地先、五百二十四番一並びに五百二十六番四及び五百二十八番一の各一部、同	延長三八〇・二〇幅員三・〇〇(二〇・〇〇)駅前広場面積三、八九二・〇〇

番四、五百三十二番二の各部、五百三十四番二並びに同番三及び五百三十五番三の各一部、同番四、同番六、同番七並びに同番八、同番九、五百三十六番一及び同番二の各一部、同番三、五百三十七番一、同番三並びに同番四から同番六までの各一部、五百三十九番一、同番五、同番六、同番八、同番九、五百四十二番一、同番三、五百四十三番一、五百四十四番一、五百四十八番一、同番四、同番五、同番六、同番七、同番八、同番九の各部、同番四から同番八まで並びに同番九の一部、五百四十九番二から同番四まで及び五百五十一番一の各一部、同番五、同番六並びに同番七及び五百五十三番二の各一部、

同番十一並びに五百五十四番六及び同番七、五百五十五番一、同番五、五百六十八番一、同番二、同番六、同番九及び同番十二の各一部、同番十三並びに同番二十から同番二十七まで及び同番三十の各一部、同番三十二及び同番三十三並びに同番三十四、同番三十五及び五百八十五番五の各一部、大字東長沼字四号千三十四番一、同番二の一部、同番三、同番四の一部、同番五から同番七まで、同番九、千三十五番一の一部、千八十番五、千八十三番一、千八十四番三及び同番四の各一部、同番五並びに千八十五番一の一部

●東京都告示第九百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年五月七日	東村山市秋津町二丁目三十一番十二、同番十七及び同番十八の各一部、同番四部、同番百四並びに同番百五	延長二七・三〇幅員四・〇〇
----------------------	------------	--	---------------

●東京都告示第九百三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第千二百九十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二日

東京都知事 舩添 要一

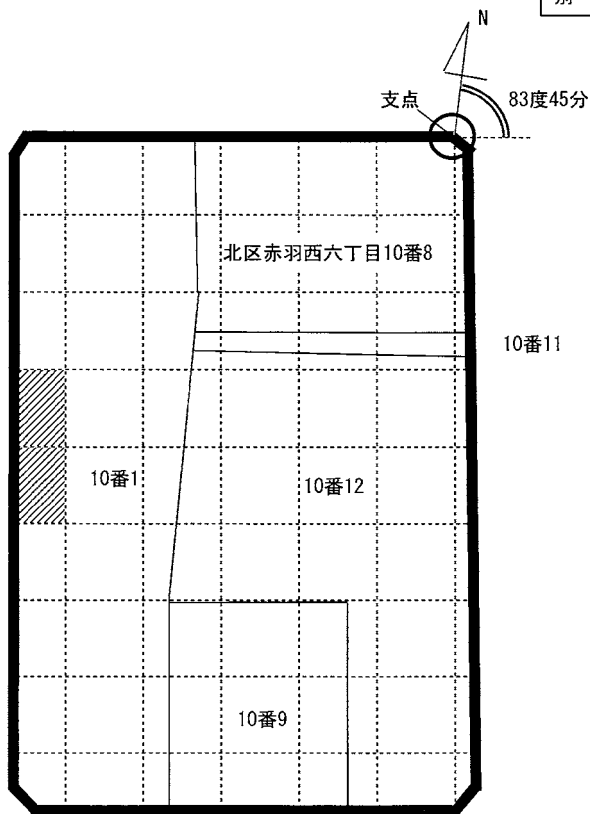
一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区赤羽西六丁

目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにセレン及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去





別図



<支点>
 支点は、北区赤羽西六丁目10番8の最北端とする。

<格子の回転角度> 83度45分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

	単位区画境界線
	筆境界線
	敷地境界線
	指定を解除する区域

●東京都告示第九百三十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

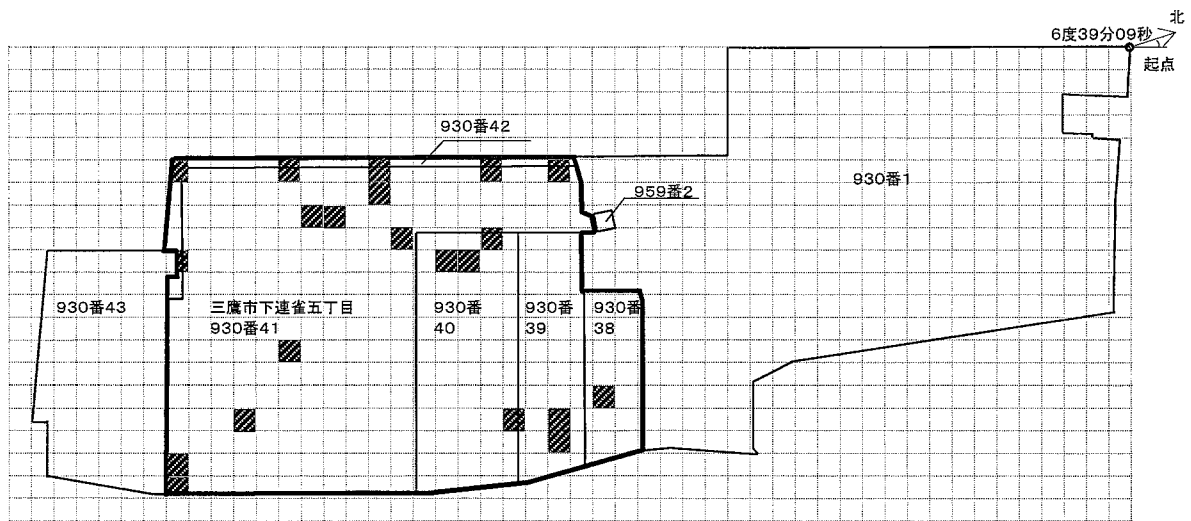
平成二十七年六月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(三鷹市下連雀
五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化
合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化
合物

別 図



■凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域

■格子の回転角度(6度39分09秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■起点

起点は、三鷹市下連雀五丁目930番1の最北端とする。

告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第三号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都下水道局

二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合 (二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所 労働組合法第二条第一号に規定する者

本局

次長及び技監

部長及び担当部長

課長及び担当課長

総務部総務課課長代理(秘書係長)、課長代理(秘書担当)

課長代理(庶務係長)、課長代理(文書係長)、課長代理(法務担当)及び課長代理(調整担当)

総務部理財課課長代理(財務担当)、課長代理(財政調査担当)、課長代理(予算担当)、課長代理(経営管理担当)及び課長代理(監理団体担当)

職員部人事課課長代理(庶務係長)、課長代理(人事係長)、課長代理(人事制度担当)、課長代理(人事給与情報管理係長)、課長代理(服務指導係長)及び課長代理(服務指導担当)

職員部労務課課長代理(労務係長)

本部長、部長及び課長

流域下水道本部 センター長

センター

下水道事務所

所長、副所長及び課長

水再生センター(森ヶ崎水再生センターを除く。)

センター長

森ヶ崎水再生センター

所長及び次長

基幹施設再構築事務所

所長、副所長及び課長

四 認定年月日 平成二十七年五月十二日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Charity.org

三 代表者の氏名

折尾 仁

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区目黒二丁目二十四番三二〇四号 イニシアイオ目黒

五 定款に記載された目的

この法人は、地震等の不可抗力によって被害を被った各地域や国内外の貧困等の問題を抱える地域住民や企業の支援のため、広く一般市民を啓発し寄付金の支援を求めるとともに、当該地域の住民や関係者等に対して、支援物資の運送等の生活支援、整地作業等の環境支援、慰問、映画の上映等の精神的な支援を行い、また、当該地域で活動する企業・団体に対する助成を行うことによつて当該地域の復興に寄与すること、ならびに、児童養護施設にいる子どもたちや障害者などを含め広く一般市民のために、サッカー教室を開催、スタジアムへの招待などを行うことによつて、子どもの健全育成や市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

<p>特定非営利活動法人セカンドハーベスト・ジャパン 代表者の氏名 McJilton Charles Earl (マク ジルトン チャールズ アール) 主たる事務所の所在地 東京都台東区浅草橋四丁目五番一号 水田ビル1F 五 定款に記載された目的 この法人はホームレス、貧困者、高齢者、幼児、災害 の被害者、及びその困窮する実態に陥るおそれのある 人々に対して、食事の提供及び生活支援に関する事業を 行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目 的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十八日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本肺^{がん}学会 三 代表者の氏名 光富 徹哉 四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋三丁目八番十六号 ぶよおビル四 階 五 定款に記載された目的 この法人は、肺癌及びこれに関する領域の研究の進歩 ならびに知識の普及をはかり、もって患者をはじめ広く 人類の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十八日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学習支援センター 三 代表者の氏名 塩塚 健児 四 主たる事務所の所在地 東京都港区三田二丁目七番十二号 徳文堂ビル3F 五 定款に記載された目的 この法人は、さまざまな分野で活躍してきた人々の経 験や知識・技術を不特定多数の市民に対し、IT、文化、 芸術のみならずビジネス実務にも役立つ幅広い分野に渡 って、教育活動を通じ、社会資産の形成を図っていく。 市民同士が相互に教え合い、学び合うことで、次世代に は知的レベルの向上、熟年には生きがいを推進し、さら に中高年には各々のキャリアを学習という手段を通して、 さらなる技術及び知的向上を図り、新しい人生設計への 寄与を行うとともに社会への架け橋となることを目的と する。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月三十日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人だいち 三 代表者の氏名 大地 真友紀 四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿一丁目十九番八一七〇二号</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、ホームレス、ドメスティックバイオレン ス被害者、刑務所を仮出所する者に対し、無料または低 額な宿泊所を運営し、さらに、障害者・障害児に対し、 就労場所および放課後児童デイサービス施設等を運営し、 もって公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上 原文のまま掲載) 特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四 条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、 同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例 の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三 号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年六月二日 東京都知事 舩 添 要 一</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人山友会 二 代表者の氏名 大脇 甲哉 三 主たる事務所の所在地 東京都台東区清川二丁目三十二番八号 四 認定の有効期間 平成二十七年五月二十一日から平成三十二年五月二十 日まで 開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月三十日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人だいち 三 代表者の氏名 大地 真友紀 四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿一丁目十九番八一七〇二号</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十八日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学習支援センター 三 代表者の氏名 塩塚 健児 四 主たる事務所の所在地 東京都港区三田二丁目七番十二号 徳文堂ビル3F 五 定款に記載された目的 この法人は、さまざまな分野で活躍してきた人々の経 験や知識・技術を不特定多数の市民に対し、IT、文化、 芸術のみならずビジネス実務にも役立つ幅広い分野に渡 って、教育活動を通じ、社会資産の形成を図っていく。 市民同士が相互に教え合い、学び合うことで、次世代に は知的レベルの向上、熟年には生きがいを推進し、さら に中高年には各々のキャリアを学習という手段を通して、 さらなる技術及び知的向上を図り、新しい人生設計への 寄与を行うとともに社会への架け橋となることを目的と する。(以上原文のまま掲載)</p>

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年六月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

日野市南平五丁目二十六番一

立川市羽衣町三丁目十番十

二号

近代建物株式会社

代表取締役 新藤 幸男

青梅市東青梅二丁目一番四及

青梅市黒沢三丁目千五百七

十八番地

田中 正哉

東大和市狭山一丁目八百五

十番一

地十七

株式会社クライスコーポ

ーション

代表取締役 丸身 忠

国分寺市高木町一丁目十番五

号

中央区銀座六丁目十七番一

三井不動産レジデンシャル

株式会社

代表取締役 藤林 清隆

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十七年六月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 東京楽天地浅草開発計画

二 店舗所在地 台東区浅草二丁目六番地四ほか

三 設置者名 株式会社東京楽天地

四 意見

ア 聴取者 台東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年五月二十日

エ 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

オ 縦覧期間 平成二十七年六月二日から同年七月二日
まで。ただし、東京都の休日に関する条

例（平成元年東京都条例第十号）に定め
る休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

七 縦覧時間

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定
により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。
平成27年6月2日

東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

1 起業者の名称 墨田区

2 事業の種類 東京都市計画道路路事業幹線街路補助線街
路第326号線及び幹線街路放射第32号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月8日

別記

裁決手続の開始を決定した土地

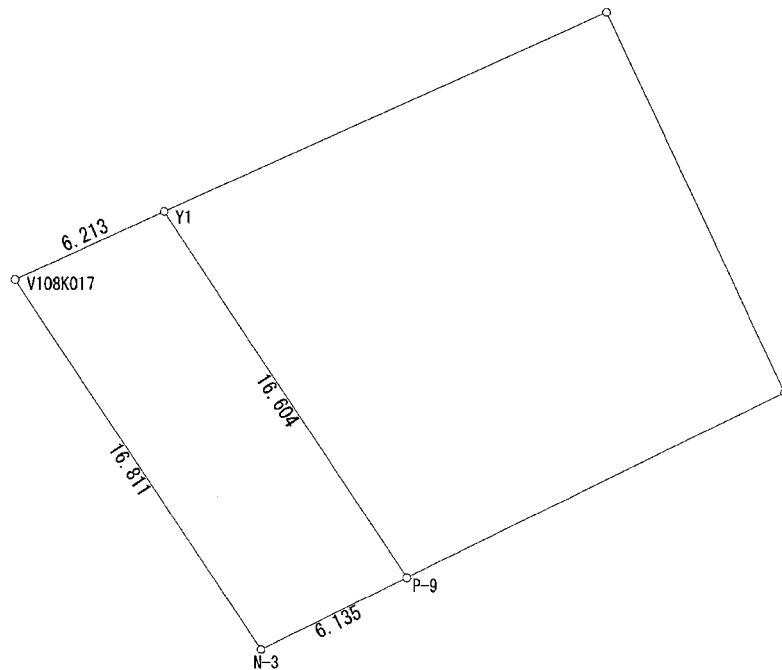
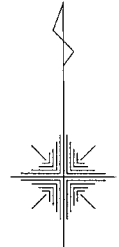
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	土地に関して権利を有する関係人	備考
東京都墨田区 京島一丁目	137番18	宅地	380.55 m ²	379.37 m ²	102.08 m ²	株式会社サムズ	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ 谷一丁目18番5-801号		別図の とおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都墨田区京島一丁目137番18のうち

102.08平方メートル



単位：メートル

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
N-3	-31483.398	-1247.326	14087.299844
P-9	-31480.690	-1241.820	-20569.506480
Y1	-31466.834	-1250.970	-14128.455180
V108K017	-31469.396	-1256.631	20814.835884
		倍面積	204.174068
		面積	102.0870340
		地積	102.08 m ²

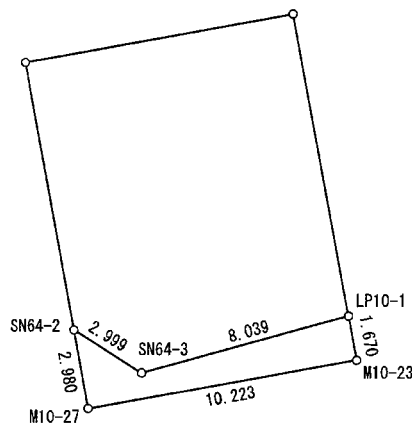
<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、 平成27年6月2日 東京都収用委員会</p>	<p style="text-align: center;">会長 池田 眞 朗</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起業者の名称 葛飾区 2 事業の種類 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道京成電鉄押上線附属街路第4号線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
<p>別記のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月15日 	

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都葛飾区立石三丁目	74番1	宅地	127.96 m ²	134.53 m ²	14.88 m ²	清田敏史 (持分 275 分の 235)	東京都葛飾区立石三丁目 17 番 2 号				別図のとおり
						清田英里子 (持分 275 分の 40)	東京都葛飾区立石三丁目 17 番 2 号				

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都葛飾区立石三丁目74番1のうち
14.88平方メートル



単位：メートル

点名	X _n	Y _n	Y _n ・(X _{n+1} -X _{n-1})
SN64-2	-29468.668	1254.220	-1670.621040
M10-27	-29471.601	1254.751	-1421.632883
M10-23	-29469.801	1264.815	4354.758045
LP10-1	-29468.158	1264.514	-591.792552
SN64-3	-29470.269	1256.757	-640.946070
計			29.765500
面積			14.8827500
地積			14.88 m ²

<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年6月2日</p> <p>東京都収用委員会</p>	<p>会長 池田 眞 朗</p> <p>1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社</p> <p>2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線</p> <p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、</p>
<p>地番、地目及び地積等</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月15日</p>	<p>別記のとおり</p>

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考		
所 在	地 番	地 目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏 名	住 所	氏 名		住 所	権利の種類
東京都世田谷区喜多見三丁目	30番1	雑種地	290 m ²	290.37 m ²	290.37 m ²	山本重機興業株式会社	東京都世田谷区喜多見一丁目12番4号				

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年6月2日

東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月15日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	氏名	住所	氏名	住所	
東京都世田谷区喜多見三丁目	30番5	雑種地	132 m ²	池本慶浩	東京都世田谷区喜多見一丁目12番3号	山本重機興業株式会社	東京都世田谷区喜多見一丁目12番4号	土地の使用貸借による権利
			132.01 m ²					
			132.01 m ²					

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年6月2日

東京都収用委員会

- 会長 池田 眞 朗
- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
 - 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
 - 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在

- 4 地番、地目及び地積等
- 5 土地所有者の氏名及び住所
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年5月15日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	氏名	住所	氏名	住所	
東京都世田谷区喜多見三丁目	30番6	雑種地	117 m ²	池本英子	東京都世田谷区喜多見一丁目12番3号	山本重機興業株式会社	東京都世田谷区喜多見一丁目12番4号	土地の使用貸借による権利
			117.01 m ²					
			117.01 m ²					

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

